

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式（簡易型・加算方式）によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、下記要領により技術資料を作成し、提出してください。

なお、技術資料を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、技術資料を提出しただけでは、当該入札には参加できません。必ず、「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 リサイクルプラザ啓発棟空調設備改修工事
- (2) 工事場所 越谷市大字砂原355番地
- (3) 工事業種 管工事
- (4) 工事内容 工事内容の詳細は、設計図書をご確認ください。
- (5) 工 期 契約締結の日から令和9年1月29日まで

2 技術資料の提出

- (1) 技術資料は、次の受付期間内に到着するように郵送してください。なお、やむを得ない場合は持参でも受け付けいたします。（期限内必着）
 - ア 受付期間：令和8年5月20日(水)～令和8年6月2日(火)
※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日は除く。）とします。
 - イ 受付場所：越谷市役所 総務部 契約検査課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号（電話：048-963-9131（直通））
- (2) 提出書類はA4サイズとし、「提出書」を1ページとした通し番号を付すとともに、全ページ数（ページの例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。
なお、番号をつけた後、ページの途中に資料を追加する場合は、枝番を設けて対応することも可能です。
- (3) 技術資料の提出後、その撤回や差し替え又は再提出等はできませんので、記載内容等を十分に確認のうえ、提出してください。

3 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価方式により実施する理由
「越谷市総合評価方式活用ガイドライン」2 総合評価方式の実施方針の基準に基づき、工事目的物の品質確保のため、総合評価方式で実施することが必要と認められるため。
- (2) 入札の評価に関する基準
各評価項目について、次表の評価基準に基づき加点評価します。提出資料は下記及び次表のとおりですので、不備のないように確認してください。
資料に不備のあった評価項目については加点対象外となります。
配置予定技術者については、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。
なお、本説明書及び特記仕様書における記載事項以外の事項については、「越谷市総合評価方式活用ガイドライン」（令和7年度版 Ver.2.1（越谷市ホームページに掲載））の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

【必ず提出する書類（様式）】

- 様式（提出書）
- 様式（社名情報）

2021年度（令和3年度）4月1日以降に社名変更、会社の合併等を行ったかどうかの有無を記入してください。

- 様式（配置予定技術者）

当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。

《企業の技術能力》

評価項目	評価基準・提出する資料
ア(ア)工事成績評価 【 /2点】	◆越谷市発注工事の2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）における工事成績の平均点 【提出資料】 1. 様式ア(ア)「工事成績評価（企業の技術能力）」 ○2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までに完成した工事成績の平均点 ○管工事の成績評価のみ記載してください。 ○名称変更や合併の取り扱い 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。 合併した企業の評価については、合併日前の合併の相手方の企業の成績も対象としますので、併せて様式に記載してください。 ○平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価する。
ア(イ)施工実績 【 /1点】	◆過去15年度間に近隣において類似の公共工事の施工実績があるか。 【提出資料】 1. 様式ア(イ)「施工実績（企業の技術能力）」 ○過去15年度間（2011年度（平成23年度）から2025年度（令和7年度）まで）に完成（「契約工期の終期」又は「工事完成検査結果の通知日」を基準とする）した近隣における類似の公共工事の中から代表的なものを1件記載してください。 ○近隣とは「埼玉県内」とします。 ○類似工事とは、「官公庁発注の空気調和設備工事で総額3,500万円以上の工事」とします。 ○施工実績が提出書類で証明されない場合は、実績として認められません。 ○JVでの実績は、代表構成員としてのものに限り、協定書写し等、代表構成員であることが証明できる書類を添付してください。 2. 契約書又は（一財）日本建設情報総合センター発行「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」（契約データ、工事データ）の写し 工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、工事概要が確認できる部分を提出してください。契約書や工事カルテ受領書又は登録内容確認書の記載内容のみでは類似工事であることが分からない場合は、確認可能な資料（平面図、構造図、数量総括表、その他類似工事の条件を確認できる工事書類等）を必ず添付してください。 なお、工事カルテ受領書及び登録内容確認書は竣工登録のものとなります。
キ(ウ)優秀工事表彰 【 /1.5点】	◆過去3年度間に当該工事と同じ分野で越谷市優秀建設工事表彰（受注者）又は埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）、埼玉県県土づくり・農林部優秀建設工事施工者表彰、企業局優秀施工業者等表彰を受けたか。

	【提出資料】 1. 様式キ(ウ)「優秀工事表彰」 2. 表彰を受けたことが証明できる書類の写し ○ＪＶでの表彰も対象とします。（代表構成員としてのものに限ります。） ※協定書写し等、代表構成員であることが証明できる書類を添付してください。
キ(イ)ISO取得状況 【 /1.0点】	◆ISO9001を取得しているか。 【提出資料】 1. 様式キ(カ)「ISO取得状況」 2. 認証取得登録証の写し（有効期限内にあるもの） 3. 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（2の書類で確認できない場合は添付すること）

※参考：詳細な評価基準、配点等

評価項目	評価基準	配点	得点
ア(ア)工事成績評価※ ¹	越谷市発注工事の過去5年度間（2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）まで）の平均点が82.0点以上。	2.0	/2
	81.6点以上82.0点未満。	1.9	
	81.2点以上81.6点未満。	1.8	
	80.8点以上81.2点未満。	1.7	
	80.4点以上80.8点未満。	1.6	
	80.0点以上80.4点未満。	1.5	
	79.6点以上80.0点未満。	1.4	
	79.2点以上79.6点未満。	1.3	
	78.8点以上79.2点未満。	1.2	
	78.4点以上78.8点未満。	1.1	
	78.0点以上78.4点未満。	1.0	
	上記に該当しない、または実績がない。	0	
ア(イ)施工実績※ ³	過去15年度間（2011年度（平成23年度）から2025年度（令和7年度）まで）に近隣※ ² において類似※ ² の公共工事の施工実績がある。	1	/1
	ない。	0	
キ(イ)優秀工事表彰	過去3年度間（2023年度（令和5年度）年度から2025年度（令和7年度）まで）に当該工事と同じ分野※ ⁴ で越谷市優秀建設工事表彰（受注者）を受けたことがある。 注1）評価対象年度は受賞年度です。 注2）市長名で表彰されているものです。 【同じ分野：設備】	1.5	/1.5
	過去3年度間（2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）まで）に当該工事と同じ分野※ ⁴ で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）、埼玉県県土づくり・農林部優秀建設工事施工者表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。 注1）評価対象年度は受賞年度です。 注2）知事名又は事務所長名等で表彰されているものです。 【同じ分野：設備】	1	
	ない。	0	
キ(イ)ISO取得状況	ISO9001を取得している。	1	/1.0
	なし	0	

※1 過去の越谷市発注工事のうち、管工事の成績を対象とします。当該業種の成績評価がない場合は、加点いたしません。JV（特定・経常）での成績については代表構成員の場合のみ。

※2 「近隣」の範囲及び「類似」の要件は、本入札説明書の「《企業の技術能力》(イ)施工実績」に記載しております。また、実績は越谷市発注工事に限りません。

※3 JV（特定・経常）での実績については代表構成員の場合のみ。

※4 発注者が当該工事と同じ分野を選択する分野とは、土木、建築、設備の3分野とする。当該工事で評価対象とする分野は、入札説明書に明記する。

《企業の社会的貢献度》

評価項目	評価基準・提出する資料
イ(ア) 災害防止活動等の協定※ 【 / 2点】	◆越谷市又は県機関等との協定を締結し、災害防止活動への協力体制を整えているか。越谷市内に本店又は主たる営業所を置いているか。 【提出資料】 協定書の写し 【提出資料】 1. 様式イ(ア)「災害防止活動等の実績（協定）」 2. 協定書の写し 越谷市又は県の機関が貴社の所属する協会や組合等を相手方として協定を締結している場合は、その協定書の写しと併せて、自社が協定締結の相手方となっている協会等に所属していることがわかる書類（組合員名簿等）を添付してください。 <u>※協定書の写しは、直近のものを提出してください。</u> ※「協定」では国土交通省との協定（協力体制）は評価対象としません。
イ(イ) 災害防止活動等の実績 【 / 2点】	◆過去2年度間に越谷市又は県機関等の求めにより災害防止活動等を行ったか。 【提出資料】 1. 様式イ(イ)「災害防止活動等の実績（実績）」 過去2年度間（2024年度（令和6年度）・2025年度（令和7年度））に災害防止や復旧への協力活動等を行った実績とします。その中から代表的なものを1件記載してください。 2. 証明書類 災害防止活動等を行った実績が証明できる書類・写真、又は依頼者が交付した「災害防止活動認定書」等を提出してください。提出書類で証明されない場合は評価対象といたしません。 ※「実績」では国土交通省との協定に基づく協力活動の実績についても評価対象とします。
コ(ウ) 障がい者雇用 【 / 1点】	◆入札公告日又は指名通知日の直前の6月1日現在において「障害者の雇用促進に関する法律」で定められた雇用率（2.5%）以上の率で障がい者を雇用しているか。又は、法定雇用義務はないが障がい者を雇用しているか。 【提出資料】 1. 様式コ(ウ)「障がい者雇用」 2. 「障害者雇用状況報告書」の事業主控えの写し（法定雇用義務がある場合） 法定雇用義務のある事業主の場合、入札公告日又は指名通知日の直前の6月1日現在で公共職業安定所長宛に報告している「<u>障害者雇用状況報告書</u>」の事業主控え（公共職業安定所の受付印があるもの）の写し[※]を添付してください。 法定雇用義務のない事業主が障がい者を雇用している場合、「様式コ(ウ)」の下段に記入してください。（添付書類は不要です。） ※入札公告日又は指名通知日が6月1日から7月15日の期間内で、当該年度の報告を行っていない場合、昨年度の報告を評価対象とします。
コ(エ) CO2削減対策 【 / 1点】	◆「ISO14001」、「エコアクション21 認証・登録制度」、「埼玉県エコアップ認証制度」の認証又は「こしがや環境サポーター登録制度」へ「企業サポーター」として登録しているか。

	【提出資料】 1. 様式コ(I)「CO2削減対策」 2. ISO14001：認証登録証（附属書等を含む）の写し（有効期限内にあるもの） ※本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（2の書類で確認できない場合は添付すること） 3. エコアクション21：認証登録証（附属書等を含む）の写し 4. 埼玉県エコアップ：「埼玉県エコアップ認証書」の写し（「埼玉県エコアップ認証制度」の認証を加点対象とする場合で、埼玉県ホームページの認証状況に記載のない場合） 5. こしがや環境サポーター：登録証の写し（「こしがや環境サポーター登録制度」への登録を加点対象とする場合で、越谷市ホームページの企業サポーター名簿に記載のない場合） 注1）入札公告日又は入札指名通知日時点において、入札に参加する営業所が当該認証等を受けている場合に評価します。 入札に参加する営業所の本社は認証を受けているが、当該営業所は認証を受けていない場合は、評価しません。 また、貴社の所属する協会や組合等が認証を受けている場合でも、入札に参加する営業所が認証を受けていない場合は、同様に評価しません。
--	---

※参考：詳細な評価基準、配点等

評価項目	評価基準	配点	得点
イ(ア)災害防止活動等の協定※ ¹	越谷市又は県機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	2	/2
	県機関等と協定等を締結し、越谷市内に本店又は主たる営業所を置いている。	1	
	上記以外。	0.5	
	上記に該当しない。	0	
イ(イ)災害防止活動等の実績※ ²	前年度（2025年度（令和7年度））に越谷市の求めにより災害防止活動等を行った。	2	/2
	前々年度（2024年度（令和6年度））に越谷市の求めにより災害防止活動等を行った。	1	
	過去2年度間（2024年度（令和6年度）・2025年度（令和7年度））に県機関等の求めにより災害防止活動等を行った。 又は、過去2年度間（2024年度（令和6年度）・2025年度（令和7年度））に国土交通省との協定又は求めにより、災害防止活動等を行った。	0.5	
	上記に該当しない。	0	
コ(ウ)障がい者雇用	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率以上の率で障がい者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障がい者を雇用している。	1	/1
	上記に該当しない	0	
コ(イ)CO ₂ 削減対策	「ISO14001」、「エコアクション21認証」※ ³ ・登録制度、「埼玉県エコアップ認証制度」※ ⁴ の認証、「こしがや環境サポーター登録制度」※ ⁵ へ「企業サポーター」として登録している。	1	/1
	上記に該当しない。	0	

※1 越谷市又は埼玉県機関（県公社含む）との協定書や登録書などにより、現在の協力体制を確認できるものとします。

※2 「実績」で評価対象となる協力活動は【補 則】のとおりです。

※3 環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインにもとづく制度。詳細は、一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページを参照のこと。

(<https://www.ea21.jp/>)

※4 県が事業者のCO₂削減取組を認証する制度。詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html>)

※5 「こしがや環境サポーター」の概要については、越谷市ホームページをご覧ください。

（「越谷市公式ホームページ」の中の「暮らし・市政」の中の「暮らし・手続き」の中の「ごみ・環境保全」の中の「環境・SDGs(エスディーゼーズ)＞環境政策・ゼロカーボン」の中のページです。）

(https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/koshigayaenvironmentalsupporter.html)

【補 則】

【越谷市との協定等について】

緊急時における応援協定の一覧がホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

(https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/jishin_sonae/saigai_zikyoutei.html)

上記ホームページの一覧以外の協定等で、加点となるか確認が必要な場合は、契約検査課までお問

い合わせください。

【越谷市の求めによる協力活動】

以下の「災害防止や復旧への協力活動一覧」における「県機関等」、「県土整備部の地域機関」、「農林部の地域機関」及び「企業局」を「越谷市」と読み替えて適用するほか、越谷市の依頼に基づき実施した民間住宅の応急修繕も評価対象とします。（この活動を評価対象とする場合は、事前に契約検査課にご相談ください。）また、越谷市主催の総合防災訓練への参加についても評価対象とし

ますが、当日、実際に訓練に参加したことが写真や書類等で証明できない場合は評価対象となりません。

【県機関等の求めによる協力活動／国土交通省との協定に基づく災害防止活動】

評価の対象となる協力活動は、以下のとおりです。

○災害防止や復旧への協力活動一覧

協力活動の要請機関	協力活動の内容
県機関等	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動※ ¹
県土整備部 及び 都市整備部	県土整備部及び都市整備部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動※ ² ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 道路などの陥没における緊急対応 ④ 道路照明灯などの灯具落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑤ 道路標識などの標識板の落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑥ 交通事故の後処理対応 ⑦ 閉庁日及び夜間の緊急時対応 ⑧ 河川等における油流出事故、水質異常事故への対応 ⑨ 河川管理施設の崩壊などの緊急対応
農林部	農林部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動※ ³ ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 森林管理道の陥没における緊急対応 ④ 森林管理道の安全施設が破損した際の応急措置対応 ⑤ 鳥インフルエンザ・豚熱・口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応
企業局	企業局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動※ ⁴ ① 漏水事故における緊急対応 ② 送・配水管路における弁類故障、弁室破損等の緊急対応 ③ 洪水時における取水口、浄水場への緊急対応 ④ 浄水場、河川における油流出事故、水質異常事故への緊急対応 ⑤ 県営水道（工業用水道）の土木・建築施設、設備事故への緊急対応

下水道局	下水道局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動※ ⁵ ① 下水管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応 ② 下水管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応 ③ 流入・放流水質異常事故への緊急対応 ④ 下水道局の土木・建築施設、設備に係る事故への緊急対応
国土交通省	国土交通省との協定又は求めにより、行った災害防止活動※ ⁶

- ※1 県機関等の求めにより行なった活動であることが、活動を要請した機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
 また、単価契約に基づく活動であっても、活動内容が災害防止活動であれば評価対象とする。
 なお、降雪に伴う災害防止活動では、単価契約の再委託契約も評価対象とする。
- ※2 県土整備部及び都市整備部の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、これらの機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
- ※3 農林部の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、農林部の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
- ※4 企業局の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、企業局の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
- ※5 下水道局の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、下水道局の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。
- ※6 以下の全ての書類で確認できるものに限り、評価対象とする。
- ア 国土交通省との協定書の写し
 - イ 協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し
 - ウ 契約書等の写し

《担い手確保・育成に関する取組》

評価項目	評価基準・提出する資料
サ(イ) 誰もが働きやすい企業 【 / 1点】	◆埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定かつ埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録をしているか。 【提出資料】 1. 様式サ(イ)「誰もが働きやすい企業」 ※入札公告日時点において、入札参加者が当該認定又は登録を受けている場合に評価します。 ※JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 2. 埼玉県多様な働き方実践企業：認定証の写し（有効期限内にあるもの） ※「多様な働き方実践企業」の認定は、令和6年度までの「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」及び令和7年度からの「プライム企業」「多様な働き方実践企業」の全てを含みます。 3. 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度：登録証の写し（有効期限内にあるもの）（埼玉県ホームページの登録企業一覧に記載のない場合）

※参考：詳細な評価基準、配点等

評価項目	評価基準	配点	得点
サ(イ) 誰もが働きやすい企業 【 / 1点】	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。 かつ、埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	1	1 /
	埼玉県の「多様な働き方実践企業」の認定を受けている。	0.5	
	埼玉県の「アライチャレンジ企業登録制度」に登録している。	0.5	
	上記に該当しない。	0	

※1 「多様な働き方実践企業」については、県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/index.html>）

※2 「アライチャレンジ企業登録制度」については、県民生活部人権・男女共同参画課ホームページを参照してください。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/ally-challenge-kigyou.html>）

評価項目	評価基準・提出する資料
ウ(ア)工事成績評価 【 〃 /2点】	◆越谷市発注工事の2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）における工事成績の平均点 【提出資料】 1. 様式ウ(ア)「工事成績評価（配置予定技術者の技術能力）」 ○配置予定技術者が2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）において従事（完成）した 越谷市発注工事成績の平均点 ○配置予定技術者は、候補者を3名まで記載することができます。この場合、技術資料に記載された予定者のうち、「配置予定技術者の技術能力」の合計点が最も低い者の得点をもって評価します。なお、「(イ) 施工経験、(イ) 保有する資格、(ウ) 優秀技術者表彰」についても、記載した全ての方を対象に提出してください。 ○契約後、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡等の極めて特別な場合に限りです。この場合、これらを証明する資料を提出し、承諾を得てください。また、変更後の技術者は、原則として変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者に限られます。
ウ(イ)施工経験 【 〃 /1点】	◆過去15年度間に公共工事で類似の施工経験があるか。 【提出資料】 1. 様式 ウ(イ)「施工経験（配置予定技術者の技術能力）」 ○過去15年度間（2011年度（平成23年度）から2025年度（令和7年度）まで）に完成（契約工期の終期または工事完成検査結果の通知日を基準とする）した類似の公共工事の中から代表的なものを1件記載してください。 ○類似工事とは、「<u>官公庁発注の空気調和設備工事で総額3,500万円以上の工事</u>」とします。 ○JVでの経験は、代表構成員としてのものに限りです。 ※協定書写し等、代表構成員であることが証明できる書類を添付してください。 2. （一財）日本建設情報総合センター発行「工事カルテ受領書」又は「登録内容確認書」（契約データ、工事データ、技術者データ）の写し ○類似要件を満たす経験が確認できる1工事分の写しだけで結構です。 ○工事カルテ受領書及び登録内容確認書は竣工登録のものとしします。 ただし、請負代金額2,500万円未満の工事で竣工登録のない場合については、受注登録（変更した場合は、最終の変更登録カルテ）のものとしします。 ○上記の写しだけでは、類似工事に従事していたことが確認できない場合は、請負契約書とその工事概要が記された部分の写し、現場代理人等通知書の写しなどを必要に応じて添付してください。（確認できる書類の添付がない場合、評価対象となりません） ○施工経験がない場合は、様式の該当欄で「なし」を選択してください。 ※現場代理人としての実績を提出する場合でも、工事施工時には建設業法で定められた技術者の資格が必要となります。

ク(I)保有する資格 【 /1点】	◆1級管工事施工管理技士の資格を保有しているか。 【提出資料】 1. 様式ク(I)「保有する資格」 2. 1級技術検定合格証明書又は監理技術者資格者証の写し
ク(ハ)優秀技術者表彰 【 /1点】	◆過去5年度間（2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）まで）に越谷市優秀建設工事表彰（工事技術者）又は埼玉県県土づくり・農林部優秀現場代理人等表彰、企業局優秀施工業者等表彰を受けたか。 【提出資料】 1. 様式ク(ハ)「優秀技術者表彰」 2. 表彰を受けたことが証明できる書類の写し ○JVでの表彰も対象とします。（代表構成員としてのものに限ります。） ※協定書写し等、代表構成員であることが証明できる書類を添付してください。

※参考：詳細な評価基準、配点等

評価項目	評価基準	配点	得点
ウ(ア)工事成績評価※ ¹	越谷市発注工事の過去5年度間(2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)まで)の平均点※ ⁴ が82.0点以上	2.0	/2
	81.6点以上82.0点未満。	1.9	
	81.2点以上81.6点未満。	1.8	
	80.8点以上81.2点未満。	1.7	
	80.4点以上80.8点未満。	1.6	
	80.0点以上80.4点未満。	1.5	
	79.6点以上80.0点未満。	1.4	
	79.2点以上79.6点未満。	1.3	
	78.8点以上79.2点未満。	1.2	
	78.4点以上78.8点未満。	1.1	
	78.0点以上78.4点未満。	1.0	
	上記に該当しない、または実績がない。	0	
ウ(イ)施工経験※ ²	過去15年度間に類似※ ³ の公共工事の施工経験※ ⁴ がある。	1	/1
	ない。	0	
ク(イ)保有する資格	1級管工事施工管理技士の資格を保有している。	1	/1
	上記の資格を保有していない。	0	
ク(カ)優秀技術者表彰※ ⁴	過去5年度間(2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)まで)に越谷市優秀建設工事表彰(工事技術者)、埼玉県県土づくり・農林部優秀現場代理人等表彰、企業局優秀施工業者等表彰のいずれかを受けたことがある。	1	/1
	ない。	0	

※1 過去に従事した、全ての業種(29業種)の越谷市発注工事の成績評価を対象とします。

※2 配置予定技術者に関する「施工経験」及び「工事成績評価」は、元請の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものとしますが、そのうち現場代理人としてのものの場合は、全工期にわたって従事した工事のみを評価対象とします。

※3 「類似」の要件は、本入札説明書の「《配置予定技術者の技術能力》(イ)施工経験」に記載しております。また、実績は越谷市発注工事に限りません。

※4 JV(特定・経常)での成績・経験・表彰も対象とします。(代表構成員の場合のみ)

《その他》

評価項目	評価基準・提出する資料	配点	得点
ス(ア)市内下請 の選定 【 /1 点】 ※割合設定は しない	以下のいずれかを満たすこと ・下請負人を越谷市内から1社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が越谷市内であり、すべて 自社で施工する。 注) 下請負人とは、受注業者との直接契約のある1次下請負 人であり、2次下請負人以降は、評価対象としない。	1	/1
	上記のいずれにも該当しない。	0	
	【提出資料】様式ス(ア)「市内下請の選定」		

《企業倫理や信頼性等（減点項目）》

評価項目	評価基準・提出する資料	配点	得点
力（ア）入札契約に関する不当な強要行為等※1、※2、※3、※4、※5 【 ／-1 点】	過去1 年度間（2025年度（令和7年度））及び今年度（公告日までの期間）に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けた。	- 1 ～ -6	／-6
	上記に該当しない。	0	
	【提出資料】 様式力(ア)「入札契約に関する不当な強要行為等」		
力（イ）総合評価の不履行※1、※2、※6、※7 【 ／-1 点】	過去1 年度間（2025年度（令和7年度））及び今年度（公告日までの期間）の総合評価方式による越谷市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1	／-1
	上記に該当しない。	0	
	【提出資料】 様式力(イ)「総合評価の不履行」		
力（ウ） 力（ア）から力（イ）に該当しない 指名停止措置 ※1、※2、※3、※8 【 ／-1 点】	力（ア）から力（イ）に該当せず、過去1 年度間（2025年度（令和7年度））及び今年度（公告日までの期間）に「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止措置を受けた。	-1	／-1
	上記に該当しない。	0	
	【提出資料】 様式力(ウ)「力（ア）から力（イ）に該当しない指名停止措置」		

- ※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。
- ※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価項目における複数回の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
- ※3 指名停止措置、指名除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。
- ※4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことを言う。
 （A）入札契約に関する不当な強要行為
 （B）過積載による法令違反
 （C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反
 （D）不正軽油の使用による法令違反
 （E）死亡事故
 （F）越谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外
- ※5 評価項目力（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については※4の（A）～（F）の行為により、指名停止措置を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点する。（最大：-6.0 点）（（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の指名停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない）
- ※6 評価項目力（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。
 なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。
- ※7 真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P22「配置技術者の途中交代について」を参照
- ※8 評価項目力（ウ）の「力（ア）、力（イ）に該当しない指名停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しない。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点と技術評価点を足し合わせた評価値により行います。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点は、下記の方法で算出します。

$$\text{価格評価点} = (100 - \text{技術評価点満点}) - 100 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格(税抜)}}{\text{予定価格(税抜)}} \right)$$

※開札時において提出書類の不備などにより失格になった場合は、最低入札価格の対象から除くものとします。

- ・評価値の満点 100点
- ・価格評価点の満点 = 100点 - 技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下4位を四捨五入し、3位止めとします。
- ・技術評価点は、加算点とします。

加算点(技術評価点)は、(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点の合計値とします。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合に入札価格を調査基準価格として「評価値」を算定する「見なし評価」を適用します。ただし、契約は入札価格とします。

【1 / 3失格基準】

適用しません。

(3) 落札者(落札候補者)の決定方法

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、上記(2)の「評価値」が最も高い者を落札者(落札候補者)とします。

ただし、越谷市建設工事低入札価格調査実施要領(以下「低入札価格調査実施要領」という。)及びその他の規定に基づく失格者は落札者(落札候補者)としません。

イ アにおいて、「評価値」の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者(落札候補者)を決定します。

ただし、「見なし評価」された者を1人以上含み、「評価値」の最も高い者が2人以上あるときは、「見なし評価」を取り止め、「評価値」の最も高い者のみ、「評価値」を再計算し、最も高い者を落札者(落札候補者)とします。さらに、この場合においてもなお同点であった場合は、くじ引きとします。

なお、くじの日時及び場所については、発注者から電話等で連絡します。

ウ この工事の入札には、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設定しています。アまたはイにおいて、調査基準価格未満の入札をした場合は、その入札価格について調査を受け、その結果、適切な入札であったと認められない限り、落札者にはなれません。また、失格基準価格未満の入札をした場合は、失格とします。

※総合評価審査委員に意見聴取の必要があるものは、意見聴取を経て決定されます。

(4) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が、落札候補者通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を提出してください(配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はありません。)

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行います。開札後に落札候補者通知を受けていない者は通知できません。

なお、この取り扱いは、総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできません。

(5) 技術資料の内容の不履行について

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなし、総合評価方式特記仕様書第6条を適用します。

(6) 技術資料の虚偽記載について

発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなします。その技術資料を提出した者は失格とします。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、総合評価方式特記仕様書第7条を適用します。

(7) 不服の申出について

技術資料の内容の不履行又は技術資料の虚偽記載について発注者から通知を受けたときは、総合評価方式特記仕様書第8条を適用します。

(8) 不適正な事項に対する措置について

ア 技術提案型Bタイプの評価項目において、提案値が標準値未満のときは、失格とします。

イ 技術評価点がマイナスとなった者は、失格とします。

ウ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。

エ 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とします。

オ 評価項目の「企業倫理や信頼性等」のいずれかの項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、虚偽記載と判断し、失格とします。

4 ヒアリング

ヒアリングは行いません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて公表します。

6 契約書作成時の注意事項

技術資料は、契約書と合わせて製本する必要があります。落札者は落札決定通知後、提出したものと同一技術資料を2部作成し、契約書と合わせて製本の上、契約検査課に提出してください。

7 評価状況に関する情報提供

落札者決定通知後の翌日から7日以内（閉庁日を除く。）を期限とし、様式7により入札情報提供について依頼があった場合、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に、入札参加者本人の評価状況を様式8及び様式9により情報提供します。

なお、諸般の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者は、情報提供の依頼をすることができません。

8 実施上の留意事項

(1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはありません。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

(4) 提出された技術資料は、返却いたしません。

(5) 技術資料の「提出書」や災害防止活動等の実績に係る証明書類等、日付記入欄のある書類に

ついては、その記入につき、漏れのないようにお願いします。

(6) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせは次のとおりです。

- 問い合わせ先 : 越谷市役所 総務部 契約検査課
TEL 048-963-9131 (直通)